

**[実務対応報告]****「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」**

- 
- 法人名 :社団法人信託協会
  - 部 署 :業務部
  - 役 職 :副長
  - 名 前 :竹石 誠
- 

**■コメント:**

「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に関する意見

「国民年金法の一部を改正する法律」(平成16年法律第104号)により、厚生年金基金実施企業は、代行部分の給付を行うに際して、最低責任準備金を上回る負担を負う可能性がなくなり、年金財政においては、これにより、厚生年金基金実施企業において代行部分を保有することに起因する追加的負担が発生しないこととなった。

一方で、企業会計における厚生年金基金代行部分に係る債務評価は、従来と同様に退職給付債務を基準とした債務評価を行うこととなっている。

これでは、企業会計上の債務評価が企業の資金負担の実態と著しく乖離するということとなり、市場・投資家に誤解を与える可能性がある。

今回公表された草案では、厚生年金基金の代行部分に関する会計基準の適用を見直すべきではないかという意見があつたとしながらも、なお検討を要すると考えられるとして、現行の退職給付会計基準に則して、当面必要と考えられる実務上の取扱いを示すこととしたと、草案自身を位置付けているが、草案の「参考」に掲げられている見直しの意見を適用した場合と、それを行わず現行の基準に則して交付金について交付される都度退職給付費用から控除する処理とでは、企業会計に与える影響が大きく異なることとなる。

そのような大きな違いが生じる事項について、単に、なお検討を要するという理由で、現行の基準を当面の間継続することは、会計基準上の適切な評価方法が近い将来に変更されるかもしれない不安定な状態が継続されるということから、望ましいとはいえない状態である。

従って、当協会としては、公開草案の「(参考)検討にあたって」の意見を踏まえた退職給付会計基準の見直しを行うべきと認識しており、当該見直しについて早急に行っていただくことを望む。

また、見直しの検討にあたっては、スケジュールを明示されたい。

以 上